

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 3 月 24 日・東京都規則第 85 号

1 概要

(1) 改正理由

ア 地下水揚水規制関係

技術革新により、これまで少量しか揚水できないと考えられていた揚水機の揚水能力が向上し、今後当該揚水機の急速な普及が見込まれることを踏まえ、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する構造基準への適合義務、揚水量の制限等の規制の対象となる地下水の揚水施設の規模要件を改める必要がある。

イ 低公害・低燃費車導入義務関係

次世代自動車等の環境性能が高い自動車の導入を促進するため、低公害・低燃費車の導入割合を改める必要がある。

(2) 改正内容

ア 地下水揚水規制関係

規則第 29 条第 2 項に規定する揚水施設の規模について、家事の用のみに供するものにあつては揚水機の出力が 300 ワットを超える揚水施設、その他のものにあつては全ての揚水施設に改める。

イ 低公害・低燃費車導入義務関係

規則第 17 条第 3 項に規定する低公害・低燃費車の導入割合を「5 パーセント」から「15 パーセント」に改める。

2 施行日

(1) 地下水揚水規制関係

平成 28 年 7 月 1 日

(2) 低公害・低燃費車導入義務関係

平成 28 年 4 月 1 日（ただし、平成 33 年 3 月 30 日までは、「15 パーセント」を「5 パーセント」に読み替えて適用する。）

3 問合せ先

(1) 地下水揚水規制関係

環境局自然環境部水環境課 03-5388-3547 （内線）42-621

(2) 低公害・低燃費車導入義務関係

環境局環境改善部自動車環境課 03-5388-3462 （内線）42-514